



公 示 送 達 書

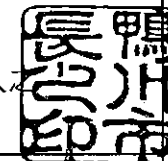
鴨川市告示第 113 号

次の者に係る差押調書（謄本）については、その住所、居所が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び鴨川市税条例（平成17年鴨川市条例第48号）第18条の規定により公示送達します。

なお、これらの書類は鴨川市長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

令和8年5月26日

鴨川市長 佐々木 久



氏名又は名称	備 考
HOANG THI NGOC CHAM	

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。